

消防・救急無線のデジタル化により自動車に高額な機器を追加積載した場合の調整について

1 対象となる事案

消防・救急車両の取得後に、特別の装備を追加積載した場合
＝車両の経過年数 ≠ 追加積載した特別の装備（高額機器）の経過年数

⇒ それぞれの取得後の経過年数に応じた見積価額の計算が必要

2 現行の契約システムの問題点

- ▶車両と取付機器を別々に契約できない。（車両に併せて契約）
- ▶車両と追加された特別の装備の各々の経過年数での見積価額が算出不可。
⇒ 実態との乖離が発生

3 対応策

- ▶当面、計算シートにより見積価額を調整することとする。
（システムでの自動計算による対応が困難なため）

（1）車両見積額の調整方法

《申請の流れ》

- ①団 体⇒町村会：価額調整したい旨を連絡
- ②町村会⇒団 体：「計算シート送付依頼」を送付
- ③団 体⇒町村会：「計算シート送付依頼」にて島根県町村会へ送付依頼
- ④町村会⇒団 体：「計算シート」「調整申請書」「マニュアル」をメール送付
- ⑤団 体⇒町村会→全国自治協会
 - ・計算シートにより調整した価額でインターネット契約申込手続を行う。
（継続ではなく、毎年度、新規申込手続が必要）
 - ・以下の書類を提出
「調整申請書」、「車両と特別の装備の取得価額・取得年月の根拠資料」

《留意点》

- ▶見積価額の調整は毎年行わなければならない（通常の継続処理不可）
- ▶システム入力時には、車両No.の前に「特」を入力
- ▶事務引継ぎ等による該当車両の契約事務の管理の徹底

※該当がある場合には、詳しい資料をお送りしますのでお知らせください。